

様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和6年2月26日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☒申請者（1に記載）      ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒      ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請      ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒060-8651）北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地

（ホッカイドウサッポロシチュウオウクキタ4ジョウニシ1チョウ  
ウメ3バンチ）

名称（フリガナ）：ホクレン農業協同組合連合会

（ホクレンノウギョウキョウドウクミアイレングウカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：代表理事会長 篠原 末治

ウェブサイトのアドレス：<https://www.hokuren.or.jp/>

（3）申請者の法形式：

農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合連合会

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：穀物類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：北海道米（ホッカイドウマイ）、Hokkaido Rice、Hokkaido Mai

#### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：北海道

#### 5 農林水産物等の特性

「北海道米」は、世界的にも珍しい寒冷地に適した品種を用い、北海道内で栽培・収穫された米（うるち米、もち米、酒米）である。

甘み、柔らかさ、粘りの強弱などが多種多様であることから幅広い用途やニーズに対応可能となっている。また、「北海道米」の食味に対する評価が飛躍的に上がったことで認知度も上昇し、食味だけでなく生産量や安定供給、安全・安心であること等が需要者から高く評価され、日本を代表する米としての地位を確立した。

#### 6 農林水産物等の生産の方法

- (1) ホクレン農業協同組合連合会（以下、「組合連合会」という。）が「北海道米」として指定した品種を用いる。
- (2) 道内における各地の自然条件等を踏まえて定められた栽培暦等に基づき栽培を行う。
- (3) 最終製品としての形態

「北海道米」の最終製品としての形態は、穀物類（玄米、精米）である。

#### 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

北海道は、日本で最も高緯度に位置する寒冷な気候であるとともに、夏の日長時間が本州以南と比較して長いという自然条件を有している。低緯度地域を起源とする短日植物であるイネは、昼間の時間（＝明期）が短くなることで花芽が形成されるため、北海道ではイネの花成（出穂）が遅れ、さらに収穫期前の気温低下により十分な収量を得ることができなかったことから、北海道開発のために明治政府が設置した開拓使も稲作は不可能と考え、米の栽培を断念し、麦作・酪農を推進した。

しかし、人々はパンではなく米を食べたい一心で各地域において米作りに挑戦しており、その中でも、明治2（1869）年に白老（現在の白老町）に入植後、苫小牧で開墾を始めた中山久蔵（なかやまきゅうぞう）は、理想の土地を求めて明治4（1871）年に島松（現在の北広島市）に移り、道南の大野村（現在の北斗市）から「赤毛種」の種もみを取り寄せ、稲作を試みた。寒冷な厳しい環境において米の栽培が困難を極める中、水の温度を上げるための迂回水路を造り、気温の下がる夜には沸かした風呂の温水を徹夜で苗代に注ぐなど、血のにじむような努力を重ね、比較的良く育ったイネの選抜を繰り返すことで品種改良を試みた。この苦労と努力の結果、明治6（1873）年、北海道農業開拓の中心地域であった道央地域において、10 a 当たり345kgの収穫に成功した。育種した改良品種は「石狩赤毛」と呼ばれ、中山久蔵は100俵分の種もみを他の開拓者に無償で配り、農村を訪ね歩いて稲作の指導に当たった。

こうして、稲作が不可能と考えられていた北海道で、優良かつ栽培可能な赤毛種が道内各地に普及し、稲作の礎が築かれた。この成果を受けて、政府は稲作を奨励する政策を積極的に推進し、明治25（1892）年には北海道長官に任命された北垣国道（きたがき

くにみち)が、米作りの権威である東京農業大学教授の酒匂常明(さこうつねあき)を招き、稲作を強力に推進した。その結果、2,400haであった水田面積は明治36(1903)年には16,200haにまで拡大した。

その後も、この赤毛種を基礎とし、北海道各地の農業試験場等において品質向上のための優良個体の選抜や品種交配が繰り返し行われた。このような不断の努力の結果、昭和59(1984)年には耐冷性に優れた良食味品種である「ゆきひかり」が誕生し、「北海道米」の第1号として採用された。その後、昭和63(1988)年には「きらら397」が全国的に脚光を浴び、「北海道米」の市場及び消費者からの評価を決定づけた。これらの品質は、「北海道米」の主力品種である「ななつぼし」や、道南で開発されたブランド米「ふっくりんこ」、そして人気の高い「ゆめぴりか」などの品種に受け継がれている。

さらに、もち米や酒米においても、赤毛種を基礎とした選抜や交配が繰り返されることで、多様な用途に適した優れた品種が生み出されてきた。例えば、もち米では、赤飯や和菓子向けに冷めても柔らかさと粘りが持続する品種や、米菓に適した硬化性の高い品種などがある。また、酒米においては、芳醇でコクのある酒の製造に適した品種や、淡麗でスッキリとした酒に適した品種などが開発され、需要者の多様なニーズに対応可能となっている。

令和元(2019)年の農研機構北海道農業研究センターの研究発表により、「北海道米」は、北海道イネの花成特性の突然変異とその後の品種改良によって作出されたものであることが明らかになった。

組合連合会、北海道及び国の農業研究機関による100年以上にわたるイネの品種改良の結果、稲作不適地とされていた寒冷な北海道の気候風土に最適な品種の開発と栽培技術を確立したことが、現在の「北海道米」の品質や評判につながっている。

## 8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

北海道における稲作は江戸時代から行われていたが、明治初期までは道南地方に限定され、北海道の自然条件に適していなかったことから現在の品質とは異なる米であった。

しかし、明治6(1873)年に早熟耐冷性の赤毛種が改良されてからは、道内各地で優良品種の選抜が行われ、大正時代になると交雑による品種改良により優良な品種が次々と誕生した。その後の各地の農業試験場のたゆまぬ努力もあって、昭和63(1988)年、ついに「きらら397」が誕生し、「北海道米」の品質の高さ等が全国的に注目されるようになり、現在の「北海道米」の特性を持つに至った。

また、「北海道米」の約8割を占める「ゆめぴりか」及び「ななつぼし」が、一般財団法人日本穀物検定協会が行う食味試験において、13年連続で最上位の「特A」に選ばれており、「ゆめぴりか」の三大都市圏での認知度は90%以上、「ななつぼし」でも85%以上の認知度を有している。

さらに、全道71か所に大型米穀集出荷施設(カンントリーエレベーター等)を整備し、一年を通して、均一で安定した品質に調製し、販売先へ出荷していることから、安定供給の観点からも需要者から評価されている。

近年は、外国人観光客に向けた多言語での情報発信やプロモーションの実施により海外での認知度も高まっており、令和5年度時点では、中国、台湾、香港、ベトナムなど

のアジア圏だけでなく、アメリカやEUにも輸出を行うなど、海外でも一定の認知度を有している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：ホクレン農業協同組合連合会

登録商標：北海道米

指定商品又は指定役務：第30類 北海道産の米

商標登録の登録番号：第5594136号（地域団体商標）

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

登録日：平成25年6月28日

更新登録日：令和5年5月18日

存続期間満了日：令和15年6月28日

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

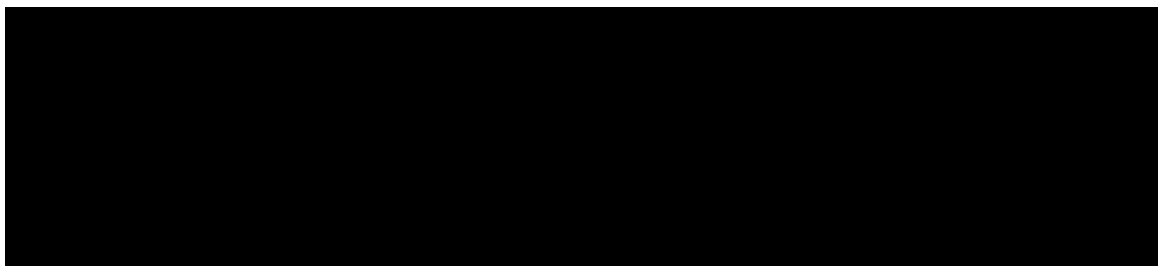
☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

#### 10 連絡先（文書送付先）



#### [添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「☐」欄に、チェックを付すこと。

☒ 1 明細書

別記様式 1（明細書）

☒ 2 生産行程管理業務規程

別記様式 2（生産行程管理業務規程）

☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

☒ 4 法第 2 条第 5 項に規定する生産者団体であることを証明する書類

☒（1）申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書

☐（2）申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

☐（3）申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款

☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書

☒ 6 法第13条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書

別記様 3（欠格条項に関する申告書）

☒ 7 法第13条第 1 項第 2 号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類  
書類名：貸借対照表

☒ 8 法第13条第 1 項第 2 号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類

書類名：「北海道米あんしんネット」米穀取扱要領

☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等  
書類名：

奇跡の北海道イネ講演会資料, 2023, 農研機構

「北海道イネ」の成立, 2019, 藤野賢治

北海道米二〇二三, 2023, ホクレン農業協同組合連合会

「北海道米」に関するインターネット調査, 2023, (株)電通北海道

対決型テレビ番組「新潟 vs 北海道」, 2025, TBS

品種別品質評価, 2021, ホクレン農業総合研究所

米の食味ランキング表, 2024, (一財)日本穀物検定協会

令和 5 年産米の相対取引価格・数量, 2024, 農林水産省  
「北海道米」品種一覧, ホクレン農業協同組合連合会  
「栽培暦」例  
「北海道米あんしんネット」米穀取扱要領, ホクレン農業協同組合連合会  
北海道の歴史・開拓の人と物語, 北海道開拓倶楽部 web サイト  
水土の礎, (一社)農業農村整備情報総合センターweb サイト  
寒冷稲作の祖, 北海道・マサチューセッツ協会 web サイト  
日本お米紀行「北海道産もち米誕生秘話」, 全国米穀販売事業共済協同組合 web  
サイト  
「北海道米」系譜図（一部）  
日長反応と日長による制御, 1993, 米村浩次  
イネの開花期制御遺伝子ネットワーク, 2019, 井澤 毅  
米出荷調整施設の設置数（政府統計）  
北海道米の輸出の実績と計画, 2024, ホクレン農業協同組合連合会  
「北海道米」名称使用状況（写真）

- ☒10 申請農林水産物等の写真
- ☐11 法第13条第 1 項第 4 号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐12 前記 3 から 9 まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文